



2022年9月29日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 孫 田夫
(コード：9318 東証スタンダード)
問合せ先 IR・総務チーム 村井 良多
(TEL. 03-5534-9614)

当社株式の特設注意市場銘柄の指定継続に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます）より2022年9月28日付けで当社株式の特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄の指定継続の内容

当社は、2021年6月22日付け適時開示「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当時当社子会社であった株式会社トレードセブン(以下「T7」といいます)の不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を受領し、同年6月30日付け適時開示「過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」にて2018年3月期から2021年3月期までの連結財務諸表及び個別財務諸表の訂正を行いました。

当社では、T7が商流の一部として参加していた蓄電池の売買取引で、現物の納品がなされておらず、かつ、資金が還流している取引であったことが明らかになりました。

その原因として、新規取引開始時の情報共有や協議・検討を行うための体制に不備があったこと、会計処理及び財務報告の誤謬のリスクに対する認識が欠如し、リスク回避のための調査の重要性に対する認識が不十分であったこと、当社取締役が当社財務経理部長及び子会社の取締役を兼任していたことにより、情報及び権限が集中していた結果、役員間の牽制機能が働いていなかったこと、子会社に関する重要な事項について、当社の取締役会規程に基づいた稟議承認の対象外とした運営上の不備があったこと、監査役は取引の商流などに懸念を有したものの、事実関係解明のための十分な調査を行っていなかったこと等がありました。

その結果、東京証券取引所から、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたことから2021年8月6日付け適時開示「特設注意市場銘柄の指定及び上場違約金の徴求に関するお知らせ」のとおり、同年8月7日付けで特設注意市場銘柄に指定されました。

その後、2022年6月27日付け適時開示「第102回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお伝えしましたとおり、日本取引所自主規制法人による往査で融資金額100億円と記載された「融資証明書」が発見され、同年8月5日付け適時開示「監査役会による「融資証明書」に関する調査報告書公表のお知らせ」にてお伝えしましたとおり、安易に代表者印が押印された「融資証明書」が作成されたことが明らかになり、当時の代表取締役及び管理部管掌取締役に対して口頭注意がなされました。

当社は、当該指定及びその後生じた内部管理体制の不備を厳粛に受け止め、目下、内部管理体制の改善に取り組んでおります。そのような中、特別注意市場銘柄の指定から1年後となる2022年8月8日に内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出し、審査を受けておりました。その結果として、社外取締役で構成する経営等監視委員会等の活動により、役員間の牽制が機能しつつある等、一定の取組が行われていることは認められたものの、主に以下の点を中心として、内部管理体制に関して更なる取組を必要とする状況が存在しており、東京証券取引所として、これらの改善に向けた取組の進捗等について、なお確認する必要があるとの判断を受け、特設注意市場銘柄の指定継続となりました。

- 特定の人物に情報と権限が集中し、十分な情報共有や検討を行うことなく「融資証明書」が作成されるなど、当社の情報共有、協議・検討体制及び役員間の牽制体制には、依然として不備があること
- 社内規程の全面的な改定等が実施されているものの、依然として決裁権限の不備、規程間の不整合及び運用上の不備などが多数認められること、また、規程に紐づく業務マニュアルの整備には至っていないことなど、改善計画の実施・運用に取り組む役職員の意識が低いこと
- 常勤監査役による稟議書等の事後確認において、稟議手続きの不備指摘や是正指示に至っていないこと
- 子会社に対する内部監査は、事業実態等を十分に把握することなく、子会社管理の当社責任者へのヒアリングに留まるなど、不十分なものであること
- コンプライアンス意識の改善を最重要課題と位置づけていたものの、特設注意市場銘柄の指定を受けた後も、安易に代表者印が押印された「融資証明書」を作成しているなど、役職員のコンプライアンス意識が十分に醸成されていないこと

2. 今後の対応等

当社は、上記の指摘を踏まえ、今後、1か月を目途に改善策を社内で策定し、速やかに開示いたします。

また、当該指定から1年6か月を経過した日(2023年2月7日)以後に、内部管理体制確認書を東京証券取引所に対して再提出いたします。再提出にあたって、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合には、当社株式は上場廃止となります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上